

# 撰津国東成郡鳴野村文書の紹介

島崎 未央

**要旨** 撰津国東成郡鳴野村は大坂城の北東に近接する村である。その文書群の特徴は、一七世紀前期から一八世紀前期にかけての村政史料が豊富なことと、大坂城内の下掃除（屎尿処理）に関する史料がまとまって残っていることである。屎尿処理と流通に関する従来の研究は主に大坂の町方を対象としており、大規模な武士集団が駐留する大坂城内についてはよく知られてこなかった。本稿ではまず、貞享二年（一六八五）の宗旨人別帳を用いて一七世紀後期の村落構造を概観し、無高が半数を占めることを確認した。淀川沿いで水損が多発するため耕地が不安定なこと、近隣からの入り作が目立つことと関係するのだろうが、人びとの生業については解明の余地を残している。そうした鳴野村にとって大坂城内の下掃除は重要な収入源であり、一七世紀末から一八世紀初頭の掃除人足は所持高五石以下の平百姓と無高が担ったこと、請負人や他村との間で下掃除の権利をめぐる競争がみられたことを確認した。

## はじめに

本稿では、二〇一六年に大阪歴史博物館に寄贈された撰津国東成郡鳴野村文書を用いて、大坂の接続農村の特徴を探ることを目的とする。

撰津国東成郡鳴野村は大坂城の北東に位置している。宝永元年（一七〇四）に大和川が付け替えられて新喜多新田が開発されるまでは、村の東から北へ大和川が流れていた。東側の旧大和川沿いに集落が展開しており、地域の西端で猫間川・平野川が合流し、鳴野橋の下手で「古大和川跡井路川」（現在の寝屋川）に注いでいた<sup>＊1</sup>。鳴野村はこうした地理的条件のもと、遅

くとも一七世紀後期から、大坂城の守護にあたる在番衆の屋敷・小屋の下掃除（下肥の汲み取りと小便桶の設置）を担っていた。こうした史料の紹介も兼ねて、鳴野村の概況と一七世紀後期の村の内部構造をさぐり、近郊農村と都市大坂との関係を考えてみたい。なお、支配は元和元年（一六一五）から五年まで大坂藩松平忠明領で、以後幕末まで幕領だった。

鳴野村文書の総点数は二七六点である。最も古いものは、寛永一〇年（二六三三）に作成された「文禄三年八月吉日撰津国東成郡内鳴野村御検地帳写」〔1〕である。帳面末尾に写しを提出した経緯が書かれており、「水帳ハ大坂御しん之時和州之内しぎと申所之寺二而こ屋おとし罷成、さい

ほうとも二とられ」たという。解釈が難しいが、大坂の陣の際に文禄検地帳や「さいほう」（財宝か）と共に避難していた寺で略奪にあり、文禄検地帳を紛失したということだろうか。「写」となつてはいるが、後にみる石高の集計をみても、寛永一〇年当時の名寄帳を代官木村惣右衛門に提出したものだと考えられる。最新のものは大正一三年（一九二四）の領収証だが、本項末尾掲載の目録では旧所蔵者の近代のイエ文書にあたるものは割愛した（以下本文中の史料番号は目録番号である）。この史料群は、村方文書であるとともに、九兵衛家の家文書でもある。村方文書の特徴として次の三点が挙げられる。

①免状や皆済目録のほかに、「下札（免状）」を受ける形式をとり、村内で公正に割付を行う旨を名請人全員が誓約する連判状（以下、連判状）が断続的に残っている\*<sub>2</sub>。特に一七世紀前期〜一八世紀前期に集中している。

②皆済目録の宛先や連判状の表記から、庄屋・年寄は九兵衛と五郎兵衛ほか特定の家の間で、頻繁に交替している\*<sub>3</sub>。

③検地帳の現物はなく写しが断片的に残るのみで、『大阪府の地名』によると、氏神八剣神社が延宝七年（一六七九）の検地帳を所蔵しているようである。

以上から、庄屋家の頻繁な交替が原因で、村方文書がいくつかの系統で残されている可能性があり、八剣神社所蔵文書などの現状を確認することも今後の課題である。

## 一、明和九年明細帳にみる鳴野村の概況

鳴野村では明和九年（一七七二）に「差出明細帳」（102）を作成している。明細帳をベースに、他の史料も参照しながら村の概況をみていこう。

### （1）石高

表1は鳴野村の石高の変遷をまとめたものである。文禄検地時の高は七一四石余とされているが（『大阪府の地名』）、寛永一〇年の「御検地写帳」で届け出た高は七三六石二斗九升七合となっている。寛文一二年までの免状が残っているが、後者が採用されていたことが確認できる。

その後延宝検地の結果、九九一石余になったとされる（『大阪府の地名』）。

元禄二年（一六八九）、万年長十郎が代官の際に新田検地が行われたが、明細帳には「新田高入御水帳無御座候」とある。この時打ち出された新田高三石九斗二升は元禄六年の免状で反映されている。その後、宝永五年（一七〇八）の免状では本田

表1 村高の変遷

	文禄3 (1594)	a. 寛永10 (1633)	延宝7 (1679)	b. 元禄4 (1691)	c. 元禄6 (免状)	d. 明和9 (1772)
村高(石)	714石余(延宝検地)	736.2970	991石余(延宝検地)	989.0700	985.6470	977.2820
新田	—	—	—	—	巳(元禄2)3.092	3.0920
諸永引		24.0100				
田						921.3760
畑						35.2750
屋敷						20.6310

典拠：a. 「摂津国東成郡内鳴野村御検地帳写」（1）、b. 「摂津国東成郡鳴野村反別田置帳」（30）、c. 「摂津国東成郡鳴野村当西御年貢可納割付之事」（38）、「差出明細帳」（102）

畑が九七七石二斗八升二合に減じており、以後幕末まで定着している。

## (2) 水損と旱損

淀川の流末に位置する低地の鳴野村では、水損と旱損が頻発しており、耕地が不安定な状況だった。明細帳には次のような記載がみえる。

### 【史料1】

- 一、田畑旱損水損場ニ而御座候、尤上郷五千石余之水下ニ而地低之場所ニ御座候ニ付年々水損仕候、
- 一、田方用水ハ古大和川筋々水引申候、尤旱魃之節ハ平野川筋々踏車を以踏入申候、

こうした条件下に置かれた鳴野村では悪水を落とすための高さ一丈・幅二尺と大型の「惣踏水車」二輛と、引水用も兼ねた「惣踏水車」四輛をはじめ、各家々でも水車を百六十輛、竜骨車を十輛所有していた。

免状などからも水害の様子が窺える。寛文七年（一六六七）には水損で三九五石余と石高の四割強が「水損」の扱いになっているほか〔13〕、元禄七年（一六九四）にも二四九石余が「水損検見引」に〔39〕、享保一九年（一七三四）には五九八石余が風水害で損となつている〔79〕。また、淀川流域最大の水害である享和二年（一八〇二）の「点野切れ」に際しては二三七ヶ村が水損を受けたとされているが、「水難ニ付贈物諸印帳」〔201〕により、木村周蔵支配所である摂津国住吉郡・川辺郡・武庫郡・菟原郡の村々から水難に遭つた同代官所支配の村々へ支援物資が供給されたことがわかる。なお点野切れと直接関係するかは不明だが、文化四年（一八〇七）の「大洪水ニ付潰家数之帳」〔119〕・〔120〕での書上げから一〇軒の家と二軒の小屋が水害に見舞われたことがわかる。

## (3) 入作

鳴野村では周辺村や町場、市中からの入作が目立つことも特徴である。

明細帳では、中濱村、新喜多新田、天王田村、今福村、相生町、野田町にくわえて大坂市中からの入作があるとされている。連判状の初出である貞享元年（一六八四）には、年貢の割付を公正に行うと誓約している名請人五一名中二名が「中ま村出作」であり、中濱村の百姓と考えられる〔20〕。その三年後の貞享四年には名請人六六名中一六名が中濱村の百姓である〔23〕。二つの連判状を見比べても鳴野村の名請人の顔ぶれがほとんど変化していないことから、わずか三年で中濱村への田地の譲渡が進んだというよりは、貞享元年には中濱村百姓の入りが定着していたが連判状には全員が参加しておらず、その後連判状の趣旨に基づいて名請人全員が参加したと考えるのが妥当だろう。つまり、一七世紀後期の段階から一定の高を中濱村百姓が所持している状態にあったのである。

なお時期は大きく下るが、明細帳が作成された時期にほど近い宝暦五年（二七五五）の連判状〔90〕の末尾には、中濱村や天王田村、「新田」のほか、屋号をもつ名請人が多数確認できる。河内屋三右衛門は、延享版難波丸綱目に天満今井町に居住する「村々庄屋宿」として登場するが<sup>5</sup>、鳴野村の明和八年（一七七二）の「小入用帳」〔101〕でも年貢米津出し船賃の支払先となっている。河内屋与兵衛は延享版難波丸綱目で、平野町一丁目「淀伏見夜登り三拾石船乗り場」となっている。紀伊国屋仁兵衛は天満青物問屋、鮎屋与次兵衛は相生西町の京橋（川魚）問屋付仲買であり<sup>5</sup>、蔬菜や川魚は、都市需要に応じて近郊農村から盛んに供給された商品といえる。これらの大坂町人が鳴野村の田地を取得する契機はなにか、ということも、鳴野村の人びとの生業を考える上で重要である。

(4) 生業

明細帳では、農業と作間稼ぎの他に人びとが携わっていたであろう生業については一切書かれていない。「大坂へ肥シ取り二遣」う川船が一五艘、作物や肥やしを積んで内井路を行き来する船が四五艘あるというが、川漁師・海漁師は不在だという。また、大工が一名、出家が一名いるほかは、商人も「無御座候」となっている。村人は本源的に百姓であるという建前上、こうした表記は当然といえようが、先にみたように、大坂町人が田地を取得する前提にはなんらかの金融関係や取引関係が介在していたとみるべきであろう。

以上、明細帳を用いて、主に一八世紀後期の鳴野村の様子を概観した。淀川沿いの低地に位置するこの村の耕地は頻発する水損・旱損により不安定な状態にあったこと、都市近郊に位置することから、特に近世後期には大坂町人の土地所持が目立ち、明細帳にはあらわれないものの、生鮮食料品などの取引にも関与していた可能性が高いことに注目した。

二、貞享二年宗旨改帳にみる一七世紀後期の村の内部構造

本節では貞享二年（一六八五）の宗旨改帳〔21〕を使って、一七世紀後期の村の内部構造をみてみよう。

(1) 村内の構成

表2では、人別帳を所持高で並び替えている。一筆毎の肩書きは、村役人である庄屋一名、年寄二名、組頭一名のほか、「平百姓」までが末尾の集計の「本百姓」に該当する。「〇〇所持仕候内」と、特定の高持百姓の

土地を耕作する者も「平百姓」とされている<sup>(\*)</sup>。この合計が六二軒となり、末尾集計の「本百姓」の軒数には二軒不足するが、原因は不明である。

一方で、一七世紀後期の人別帳記載の特徴が表れており、かつ問題となるのは、「水吞」の肩書きが付されているのは四二軒しかなく、集計の六五軒と大幅に齟齬することである。これは血縁の「別家」のほか「召遣譜代別家」や「下人別家」という独立した家も、分離する以前の家に含めて書き上げられていることと関係している（表3は前年の貞享元年も含む年寄五郎兵衛家の人別例だが、「召遣譜代別家」が三、四軒含まれる）。仮にこれら「別家」、「召遣譜代別家」、「下人別家」を主家に付随する水吞として計上すると、あわせて五八軒になる。六五軒には七軒不足するが、「譜代」、「召遣譜代」、「下人」の男女総数が帳末の集計とさほど齟齬しないことを考えると、帳面に脱落があるとは考えにくい。またもう一点気になるのは、書き上げられた所持高の合計が五一四石余にしかならず、当時適用されているはずの村高九九〇石余には大きく不足していることである。「〇〇所持仕候内」で書き上げられていない分を補う必要があるのか、あるいは一節で確認したように、中濱村からの入作が影響している可能性もある。人別帳の記載から、第一に、無高が家数の半数を占めることが注目される。第二に、表3にあるように、「譜代」や「召遣譜代」が村役人を中心とする特定の家との関係で定着していることがうかがえるが、同時に別家として放出されつつあるともいえる。こうして放出された家や分厚く存在する無高層がどのような展開をたどり、村の構成にいかなる変化をもたらすのかという点は、前年の宗旨改帳〔19〕や正徳三年（一七一三）の宗門改帳〔56〕もあわせてみていくことで明らかになっていくだろう。

表2 貞享2年宗旨改帳

家番号	本百姓	水呑	所持高	名前	年齢	血縁男	血縁女	別家	譜代	召使譜代	召使譜代別家	下人	下女	下人別家
2	1	4	76.898	年寄五郎兵衛	49	6	3			2	14	4	1	3
1	1	1	40.554	庄屋九兵衛	49	3	1		1	2	4	1	4	3
96	1		32.336	平百姓与次兵衛	47	3	4			3	1		2	5
79	1	1	23.939	平百姓孫兵衛	33	2	1			1		1	1	1
3	1	1	22.178	年寄次郎兵衛	55	3	4	1		1		1	2	
24	1		21.333	平百姓市左衛門	47	3	4			2				
47	1	2	19.887	平百姓与一右衛門	37	2	1	1	1	2	1		1	
9	1	1	19.604	善右衛門	46	2	2			2		3	4	1
8	1	1	17.86	平百姓与兵衛	39	2	2			5	3	2	1	1
78	1		17.608	平百姓次左衛門	55	2	2					1	1	
38	1		14.176	平百姓加右衛門	38	2	4			1				
32	1		13.317	平百姓三右衛門	35	4	2					1	1	
4	1	1	13.1274	組頭利右衛門	36	2	3			1	1	1		
42	1		12.85	平百姓清右衛門	52	4	1			1				
28	1		11.851	平百姓伊右衛門	70	3	3							
19	1		11.564	平百姓九左衛門	32	3	1			1				
81	1		11.521	平百姓甚右衛門	21	2	1					1	2	
27	1	1	10.394	平百姓彦兵衛	43	2	5	1						
16	1		9.538	平百姓九郎右衛門	18	1	3							
45	1		9.384	平百姓仁右衛門	56	5	1							
22	1		9.193	平百姓次郎左衛門	51	5	3							
40	1		8.922	平百姓庄三郎	46	3	3							
83	1	1	8.747	平百姓太郎兵衛	67	4	2						2	1
84	1		8.151	平百姓甚助	37	1	2			1		0	1	
44	1		7.268	平百姓七兵衛	38	2	3							
21	1		6.288	平百姓忠兵衛	24	1	2						1	
41	1		5.994	平百姓左助	35	4	3							
10	1		5.766	平百姓仁兵衛	21	2	1			1	1			
43	1		5.471	平百姓四郎兵衛	33	1	1							
6	1		5.369	平百姓忠右衛門	71	4	1							
85	1		4.424	平百姓半左衛門	40	3	2			1		0	1	
11	1		4.302	平百姓六左衛門	50	3	2			1			1	
48	1	1	4.011	平百姓市兵衛 ★▲▽	50	2	3					1		1
20	1		3.47	平百姓知誓	34	1	2						1	
82	1		3.215	平百姓加兵衛	52	4	4							
5	1		2.444	聞通寺辻本平百姓又左衛門	49	3	1							
37	1		2.373	平百姓太郎右衛門	50	3	2							
14	1		2.081	平百姓喜右衛門 ▲	36	2	2							
17	1		2.058	平百姓六兵衛 ▲	28	3	1							
46	1		1.497	平百姓九右衛門	27	2	2							
12	1		1.064	平百姓清兵衛 ▲	16	2	1							
36	1		0.639	平百姓小左衛門 ★	44	3	2							
7	1		0.523	平百姓与三右衛門	43	1	3							
31	1		0.432	平百姓七郎兵衛 ★	50	2	1							
50	1		0.275	平百姓雪籠	22	1	0							
35	1		0.22	平百姓作兵衛 ▲▽	44	1	2							
49	1		0.115	平百姓惣助	52	2	1							
26	1		0.039	平百姓庄左衛門	22	2	2							
13	1			六兵衛所持仕候内 平百姓利兵衛	33	1	1							
30	1			与一右衛門所持仕候内 平百姓德右衛門	40	1	3					1		
80	1			孫兵衛所持仕候内 文右衛門	26	2	1					1	2	
86	1			太郎兵衛所持仕候内 平百姓九郎左衛門	37	6	1							
34	1			四郎兵衛所持仕候内 平百姓半右衛門	47	1	0							
33	1			三右衛門所持仕候内 平百姓九左衛門	51	3	1					1	1	
39	1			加右衛門所持仕候内 平百姓三郎右衛門	40	3	2						1	
15	1			九郎右衛門所持仕候内 平百姓久兵衛	31	1	1							
23	1			九兵衛所持仕候内 平百姓久左衛門	56	3	2			2		1	2	
99	1			九兵衛所持仕候内 平百姓道喜	74	2	1							
18	1			九左衛門所持仕候内 平百姓浄知	68	1	1						1	
29	1			伊右衛門所持仕候内 平百姓太兵衛 ★	37	3	1					1	1	
25	1			市左衛門所持仕候内 平百姓半兵衛	29	1	2			1	1			
87	1			無高 平百姓孫左衛門後家	67	0	1							
51		1		無高 水呑与七	51	2	1							
52		2		無高 水呑七右衛門	34	2	2	1						
53		1		無高 勘十郎娘水呑はる	54	0	1							
54		1		無高 水呑六助	52	2	1							
55		1		無高 水呑六右衛門	55	2	2							
56		1		無高 九左衛門妹水呑すき	62	0	4							
57		1		無高 水呑弥右衛門	38	1	3							
58		1		無高 水呑五郎右衛門娘まざ	67	1	2							
59		1		無高 水呑四郎右衛門	53	1	3							
60		1		無高 権助	26	1	2							
61		1		無高 水呑喜介娘新右衛門後家	63	0	1							
62		1		無高 水呑くり	60	0	1							
63		1		無高 水呑作十郎 ▲	43	1	4							
64		1		無高 水呑仁右衛門	63	1	2							
65		1		無高 水呑かや	58	0	1							
66		1		無高 水呑いま	42	0	1							
67		1		無高 水呑茂左衛門	62	1	2							

家番号	本百姓	水呑	所持高	名前	年齢	血縁男	血縁女	別家	譜代	召使譜代	召使譜代別家	下人	下女	下人別家				
68		1	無高	水呑七兵衛	34	3	1											
69		1	無高	水呑甚次郎	53	1	1											
70		1	無高	水呑又兵衛	60	3	1											
71		1	無高	水呑甚兵衛娘七右衛門後家	40	1	1											
72		1	無高	水呑三十郎	48	1	3											
73		1	無高	水呑喜右衛門	61	3	0											
74		1	無高	水呑八兵衛 ▲	28	2	3											
75		1	無高	水呑小兵衛	43	2	1											
76		1	無高	水呑喜兵衛	31	3	2											
77		1	無高	水呑九郎兵衛	48	1	0											
88		1	無高	水呑仁兵衛	29	1	1											
89		1	無高	水呑半左衛門妹市兵衛後家	42	2	2											
90		1	無高	水呑七左衛門	35	2	1											
91		1	無高	水呑又右衛門	36	1	3											
92		1	無高	水呑又市	32	1	2											
93		1	無高	水呑与七郎	54	1	3											
94		1	無高	水呑理兵衛	59	1	0											
95		1	無高	水呑八郎兵衛 ▽	70	2	2											
97		1	無高	水呑新兵衛	47	1	1											
98		1	無高	水呑与左衛門	81	3	4											
100		1	無高	水呑惣左衛門	63	2	2											
101		1	無高	水呑喜左衛門	84	2	1											
102		1	無高	水呑久三郎後家	57	0	1											
103		1	無高	水呑七兵衛後家(片町榎屋喜兵衛娘)	39	0	1											
104		1	無高	水呑西入	53	1	2											
62	58				206	192	2	3	0	1	23	34	5	2	23	39	6	0
					a	b	c	d	e	f	g	h	i					

【集計】 家数129軒内 64軒本百姓 65軒水呑百姓  
 人別 535人 男267人(下男59人) … 下男：a+c+e+g+i=57  
 女268人(下女74人) … 下女：b+d+f+h+j=76  
 牛16疋 ※奉公人の性別に齟齬か。奉公人の総数としては合致。

- ※ 血縁男女は名前前の血縁者で、人別記載に「別家」とない者。
- ※ 「別家」は血縁者の別家。
- ※ 「別家」、「召使譜代別家」、「下人の別家」は、書上げられた家に付随する水呑としてカウントした。
- ※ 召遣譜代や下人が別家して世帯を形成している例もみられる。この場合、別家の当主を「別家」数として計上し、女房や倅は下人・下女として計上することで人別の把握をおこなった。

表3 貞享元年3月 摂州東成郡鳴野村宗旨改帳より家別の記載例

貞享元年(1684) 高76.898	翌年宗旨改帳との対応	正徳3年(1713)宗門改帳との対応
五郎兵衛(48)		
女房(40)	河州野崎村専応寺娘	
五郎左衛門(23)	惣領	
菊蔵(18)		
次郎作(13)		
五兵衛(12)	不在	
五郎八(10)		
さつ(8)		
さん(5)		
市三郎(2)		
召遣譜代別家 仁助(37)		
譜代 きく(66)	召遣譜代	
譜代 喜兵衛(50)	不在	
召遣譜代別家 六兵衛(46)		
召遣譜代 こまん(40)		
召遣譜代 喜助(40)	召遣譜代別家	
召遣譜代 さこ(61)		
召遣譜代別家 庄助(40)★		沓家 庄助(69)
召遣譜代 なつ(37)		女房(66)、小まん(49)、男子長四郎(12)
召遣譜代 長四郎(16)		
下人 八兵衛(22)	多賀郡森本村1年季	不在
下人 又右衛門(21)	多賀郡森村1年季	不在
召遣譜代 さわ(12)		
召遣譜代 しも(6)		譜代
召遣譜代 市(19)		
召遣譜代 たま(16)		
召遣譜代 はる(51)		
召遣譜代 たつ(29)		
召遣譜代 りん(32)		
召遣譜代 かめ(6)		
下人 七郎兵衛(41)	播州多賀郡福地村1年季	
召遣譜代 かつ(3)		
下女 いま(41)	大坂和泉町樽や次兵衛娘3年季	
下女 よし(30)	河州菱江村庄兵衛娘8年季	
下女 こちよ(16)	多賀郡福地村九兵衛娘10年季	
召遣譜代 いわ(20)		
召遣譜代 はつ(7)		
召使譜代 作十郎(4)	不在	
召使譜代 喜十郎(30)		
計 男19、女20	男14、女20	

(2) 寺檀関係

人別帳の記載から、寺檀関係にも注目しておきたい。天満御堂仏照寺の檀家が七七軒にのほり、ついで村内の「仏光寺末寺教順」の檀家が一八軒である。その他、天満堀川光明寺、順慶町光圓寺、天満西寺町長福寺・大林寺といった市中の寺院の檀家が九軒である。なお、正徳三年(一七二二)の宗門改帳〔56〕でもそうした傾向は続いている(仏照寺・一〇二軒、光曜寺教音(教順の後継か)・二二軒、難波御堂・七軒、ほか市中寺院)。鳴野村には三つの寺院(光曜寺のほか来通寺、聞通寺)と庵である大日堂が存在するが、それにもかかわらず、ほとんどの家が大坂市中の寺と寺檀関係を結んでいる点も、近郊農村と市中との関係を考える上で興味深い。

三、大坂城内下掃除の請証文

前節では人別帳を用いて一七世紀後期の村の構成に注目したが、これを前提にしなから、大坂城内下掃除の請証文について若干の検討を加えたい。

(1) 証文の形式 — 大番頭屋敷と加番小屋 —

【史料2】(鳴野村文書33)

指上ヶ申一札之事

一、鳴野村百姓太兵衛、小左衛門、庄次郎、七郎兵衛、小右衛門、長五郎、庄助、長兵衛、善次郎、市兵衛、以上拾人、大坂 御城内北條伊勢守様御屋敷中申八月掃除之儀夕酉ノ八月六日迄被仰付畏奉存候、御城内之儀二御座候二付、随分確成者とも致吟味申付候事、

附、火之用心無沙汰不仕候様二堅申付候事、

一、御掃除ニ参候ても善次郎・七郎兵衛ニ申付候通御屋敷中致綺麗ニ、

下こへハ不及申、御馬や之はきためなど置不申候様ニ可仕候事、

一、こへ桶持参申候時、葉大根其外少之物ニても郷所よりハ不申及、町分も持参一錢之物ニてもあきないかましき儀いたさせ申間敷候、

一、内外各人に被頼状・手紙其外何によらず届ヶ物一切いたさせ間敷候、尤音信物堅ヶ仕間敷事、

一、如何様之憚入候共、右定之者之外進之申間敷候、御掃除被仰忝奉存候、跡々より例之通御馬何疋御座候共、壹年中ぬかわら等、時々ニ御事かけ不申候様差上ヶ可申候、少も異儀申間敷候、勿論請人之儀に御座候間、随分右之者共ニ可申付候、為後日之掃除請状仍而如件、

元禄五年申八月

万年長十郎様御代官所

摂州東成郡鳴野村庄屋 九兵衛

同村年寄 五郎兵衛

同村年寄 次郎兵衛

北條伊勢守様御内

大嶋又左衛門殿

沢野治右衛門殿

西野忠右衛門殿

この証文の下書きは元禄五年(一六九二)に鳴野村の村役人から、大坂城の在番衆のうち大番頭をつとめた北條伊勢守の家臣に宛てたものである。  
 (\*1) 番衆は毎年八月に前任と交代するため、この時期に作成された。

一条目では百姓一〇名の名前が列記され、翌年八月までこの者たちが固

定して掃除を務めるとある。掃除の内容は二条目にあるように、まず屋敷内の下肥を汲み取り、併せて馬屋の掃溜めも回収することであった。下掃除の頻度は不明だが、幕末期の証文では月に三日の定日が設けられている<sup>(\*)</sup>。三、四条目では、肥桶に忍ばせるなどして菜大根をはじめとする村方、町方からの高い物を持ち込まないこと、頼まれた書状や手紙を取り次がないことを約束している。五条目では、馬の飼育に必要な糠や藁の供給も請け負うこと、冒頭の一〇名以外の者は出入りさせないことを、村役人が「請人」として誓約している。掃除人足は一部の百姓が固定的に担うものの、下掃除そのものは村として請け負っていたのである。

岩城卓二氏の研究によると、在番衆の出入りは厳しく制限されており、通常は追手口からのみ通行が許されていた。在番衆に物資を供給する所領の庄屋や用達、春屋などには鑑札が交付されるなど、城内への出入りは最小限になるよう規制されていたという<sup>(\*)</sup>。下掃除の証文に盛り込まれた規定からは、掃除を名目に様々な商品や手紙を持ち込む違反行為があったことがうかがえる。掃除の担い手が固定されており、かつ村役人が百姓の身元を保障しなければならなかったのは、城内の規制を守るためだったといえよう。

【史料3】(鳴野村文書36)

差上ケ申証文之事

一、大坂御城中山里御丸御小屋掃除之儀、今度撰州鳴野村ニ被仰付、庄屋九兵衛下人庄助・市兵衛・六兵衛・善次郎・徳兵衛・長五郎・清兵衛・作兵衛・作十郎・長次郎・作蔵・半四郎・八兵衛・庄兵衛・喜右衛門・久八、已上拾六人成程吟味仕、慥成者ニ御座候ニ付定置申候、

何様之憚入御座候共、右定之者之外堅御掃除ニ入申間敷候、若此者共悪事仕か、又ハ不寄何事以来御六ヶ敷儀出来仕候共、各様へ御難かけ不申、我等共 御公儀様へ罷出急度申付置候、勿論何ニよらず御頼被成候方御座候共、一圓二取次為仕申間敷候、尤商かましき儀一切持出入為致申間敷事、

一、此者共宗旨ハ代々浄土真宗天満仏照寺旦那共にて御座候、御法度之宗門、又ハころひニても無御座候、則寺請状ハ拙者共方ニ取置申候、万一宗旨之儀ニ付六ヶ敷義御座候ハ、旦那寺并拙者共罷出、急度申分埒明可申事、

右之條々少も相違無御座候、為後日証文仍而如件、

元禄六年西七月廿九日

万年長十郎様御代官所

撰州東成郡鳴野村庄屋 九兵衛

同村小頭 五郎兵衛

同断 次郎兵衛

内藤丹後守様御内

永嶋新右衛門殿

長岡治右衛門殿

この証文の下書きは元禄六年(一六九三)に内藤丹後守(信濃高遠藩主・山里加番)の家臣宛てで作成されたものである。先にみた大番頭の証文と形式が異なり、人足の宗旨にかんする文言がみられる。また冒頭に「今度撰州鳴野村ニ被仰付」とあることから、必ずしも鳴野村が固定的に勤めているのではなく、他の三つの加番小屋も含めて他の村と分担している可能

性がある。

(2) 掃除人足の担い手

掃除の担い手は村内でどのような位置づけなのだろうか。貞享二年(一六八五)の構成員と照らし合わせるため、表2に印を付した(元禄五年は★、六年は▲)。人足の肩書きについて、史料2では「鳴野村百姓」、史料3では「庄屋九兵衛下人」と表記されるが、貞享二年の状況から類推すると、実際はどちらも所持高五石以下の平百姓や水呑で構成されていたのだろう。表4では宝永三年(一七〇六)と享保三年(一七一八)の証文の下書きにみえる人足をまとめた。それぞれの証文には、年号と小屋に詰める大名の名前、人足に交代があった場合に貼り紙が付

表4 大坂城在番小屋掃除役

		場所		人数	名目	人足	目録番号	備考
宝永3	1706	山里小屋	板倉甲斐守	16		徳兵衛、庄五郎、藤兵衛、嘉左衛門、長五郎、作兵衛、長兵衛、善次郎、庄右衛門、八郎兵衛、市兵衛、卯之助、●兵衛、権右衛門、庄九郎、八助	48	火打道具、たばこ道具持参禁止
宝永4	1707	山里小屋	内藤駿河守	16	下人	徳兵衛、庄五郎、藤兵衛、嘉左衛門、長五郎、作兵衛、長兵衛、善次郎、庄右衛門、八郎兵衛、市兵衛、卯之助、「左次兵衛」、権右衛門、庄九郎、八助	48	
宝永3	1706	西小屋	本多肥後守	10	百姓	徳兵衛、長五郎、庄五郎、作兵衛、長兵衛、善次郎、庄右衛門、卯之助、八助、●兵衛	49	
宝永4	1707	西小屋	「土屋山城守」?	10	百姓	徳兵衛、長五郎、庄五郎、作兵衛、長兵衛、善次郎、庄右衛門、卯之助、八助、「庄九郎」	49	
享保3	1718	東小屋	松平志摩守	10	百姓	孫四郎、庄五郎、三十郎、権右衛門、八郎兵衛、角兵衛、庄助、●●、六右衛門、長四郎	59	藁(御馬1疋1日に五把)、草(5月~7月晦日 御馬1疋1日に一把)、荒糠上本町1丁目藁屋仁兵衛方より差し上げ
享保4カ		東小屋	「酒井下総守」?	10	百姓	孫四郎、庄五郎、三十郎、権右衛門、八郎兵衛、角兵衛、庄助、「喜助」、六右衛門、長四郎	59	

いており、二年分の様子が判明する。貞享二年からは村内の構成も大きく変化しているだろうが、表4にみえる名前を表2に▽で示したところ、市兵衛、作兵衛など元禄期から続いて務めている家もある。宝永三・四年の山里小屋と大番頭西小屋の人足も重複しており、担い手はほぼ固定している。なお、史料2・3と享保三年に名前がみえる庄助は、表3に示したように五郎兵衛家の召遣譜代別家であったが、正徳三年の宗門改帳では独立した家として書き上げられている。しかし、元禄五年(一六九二)や享保八年(一七二三)の年貢割付の連判状〔34〕〔65〕には名前がみえず、水呑だったと考えられる。つまり、貞享二年の人別帳とは重ならない人足の中には主家から独立した譜代別家なども一定数含まれたと考えられるのである。

(3) 三藁屋と掃除人足の調達

先にみた元禄期の証文は、形式上は鳴野村の村役人から在番の大名の家臣宛てになっていた。しかし八月には出替わりをして顔ぶれがかわる大番頭と加番の性格をふまえると、鳴野村が直接に証文を差し入れたとは考えにくい。享保三年(一七一八)の証文には、馬屋で使う藁・草・荒糠を上本町一丁目の藁屋仁兵衛を介して差し上げるとある。このことから、馬屋に必要な物資の供給をになう御用商人が掃除人足の調達にも介在した可能性がある。

鳴野村文書には、明和元年(一七六四)から文化十一年(一八一四)頃までの証文を控えた「御城内御掃除証文控帳」〔99〕や、文政六年(一八二三)以降の証文を書き留めた「御城内下掃除請証文下書」〔148〕がある。どちらの帳面も形式は共通しており、(1)掃除を務める小屋に応じた文言の

雛形を写し、(2)年々の宛先が書き連ねられている(例:「明和元年八月より／西御番頭本堂伊豆守様御内 高橋吉兵衛殿／東御番頭岡部筑前守様御内 鈴木仙太夫殿」)。年によっては、いつ・どこで証文に印形を押しただかということや、在番衆から申し渡された内容も記録されている。この控帳から、近世後期には次の三種類の勤め方があったことが確認できる。

①東西大番頭小屋：鳴野村が単独で一〇名の人足を出す形で村役人が差出し人となり、藁屋庄次郎が奥印を据える(寛政一二年以降の下書なし)。

②四加番小屋：鳴野村、木野村、東今里村の各村が一六名ずつ人足を供給する形で、三か村の村役人が差出人となり、藁屋庄次郎・藁屋八兵衛が奥印を据える。

③東西大番衆小屋：鳴野村が単独で二名の人足を出す形で、奥印はない。大番組頭が城入り前に滞在する旅宿で証文を提出する。河内屋孫兵衛が奥印をする時期もある(\*10)。

①②の証文下書には馬屋に関する記載がみられるが、③には含まれないため、藁屋が介在しなかったのかもしれない。藁屋八兵衛、庄次郎の二人は、上本町一丁目に居住する藁屋忠助とともに「三藁屋」と呼ばれる御用商人であった。三藁屋は加番三役(鉄砲役・破損役・米役)の用達として鉄砲を磨く紙の納入、米中次のほか、掃除人足の調達や城内修復場所の夜回り等を担ったという(\*11)。藁屋はこうした在番衆との関係を前提として、幕末まで掃除人足の請負を継続した(\*12)。

以上、大坂城内の下掃除に関する証文から、鳴野村は出替わりがある在番衆の掃除役を勤めていたことが明らかになった。こうした出入関係は大坂城に近接するという地理的条件によって形成されたと考えられる。ただ

し、遅くとも明和元年以降は加番小屋の下掃除は木野村・東今里村と共同で行っていること、城代や定番の城内屋敷は対象とならないことから、城内の下掃除をめぐる権利を近郊の村々で分割していた可能性が高い。下掃除の出入り関係がどのように形成され、固定化していくのか、いかなのかということも論点となる(\*13)。

安永七年(一七七八)二月には東西大番頭破損方役人からの召し出しがあり次のように申し渡された。谷村治兵衛という人物が大番頭への拝借銀を願ったが、これに対し大番頭(東:森川紀伊守／西:稲垣長門守)は「殿様も御兼役之時節故拝借難被仰付候二付、下掃除を被下置候」と、代替案として下掃除の権利を谷村に認めたというのである。掃除人足を出し続けてきた鳴野村は強く抗議したが、谷村との交渉も不調に終わり、三月には小屋内の小便溜桶を撤収している。谷村の下掃除請負が認められたのはひとまずこの年限りだったようで、翌年(安永七年八月)から寛政一二年(一八〇〇)までは鳴野村が再び下掃除を務めている。しかし、その後は大番頭の宛先が記録されなくなる。東西大番衆宛ての寛政一一年(一七九九)の記録には、「谷村治兵衛分下掃除請負願出候間、不掃除仕候ハ、被右之方へ被遣候趣被 仰聞候」とある。この記載から、恐らく寛政一一年に谷村が大番頭小屋と大番衆小屋の下掃除を願い、大番頭については認められた結果、鳴野村の下掃除は打ち切られたのだろう(\*14)。鳴野村が東西大番衆小屋の掃除役をいつから勤めだしたのかは不明だが、鳴野村は冥加として藁代金三両を上納していた。しかし天保六年(一八三五)には不作を理由に免除を願っており、村にとって冥加金が大きき負担だったことがうかがえる(\*15)。

谷村治兵衛との一件からは、在番衆が下肥の商品価値を見込んで活用す

る局面もあったこと、既存の出入り関係を無視した請負願いも行われたこと、在番衆は「不掃除」などを理由に請負人や出入りの村を切り替えるといふ姿勢もみせたことがうかがえる。下掃除を委ねる在番衆に決定権があったために、村の側では人足の行動を規制し身元を保証するだけでなく、冥加金を負担してまで下掃除の権利を確保する必要が生じたのである。冥加金の負担が村内でどのように割り掛けられ、下掃除で得られた小便や下肥を村内でいかにして分配したのかも気になるところである。

### おわりに

本稿では、鳴野村文書の紹介を兼ねて一七世紀後期の村の内部構造を概観した。耕地が不安定な状況にあった鳴野村では、一七世紀後期には無高が半数以上を占めていた。こうした人びとが生計をたてるには大坂城や大坂の町方との関係が不可欠だったろうし、蔬菜の生産や立ち売りなども盛んに行われたはずである。その中で大坂城内の下掃除は村が全体として維持すべき重要な権利であり、収入源だった。近年、大坂に滞在した武士集団の研究が盛んだが、彼らが生み出すさまざまな需要が大坂市中や近郊農村の人びとの大きな負担であると同時に生計を立てる手段でもあった。今後鳴野村に関する史料の所在確認と内容分析が進むことで、こうした論点が具体的に明らかにされることを期待したい。

註

- (\*1) 『日本歴史地名大系 大阪府の地名』(平凡社、一九八六)
- (\*2) このような文書が村で作成された要因は不明だが、村役人の頻繁な交替やのちにみる入作の多さ等も関係しているのかもしれない。
- (\*3) 五郎兵衛家は貞享二年(一六八五)の人別帳でも所持高が突出しており、譜代・召使譜代を多数抱えている(表2)。寛永一〇年に作成した文禄検地帳写(1)では一三二石余を所持し、庄屋であることが確認できる。これに対して九兵衛家は文禄検地帳写しにはみえず、近世以降の新興の家であるろう。史料で確認できる限りでは、鳴野村ではこの二つの家を中心に庄屋・年寄役を持ち廻っている。
- (\*4) 野間光辰監修、多治比郁夫・日野龍夫編『校本難波丸綱目』(中尾松泉堂書店、一九七七)
- (\*5) 八木滋「近世大坂の川魚市場」(塚田孝編『身分的周縁の比較史―法と社会の視点から』、清文堂、二〇一〇)。
- (\*6) 「〇〇所持仕候内」とされる家は召遣譜代や奉公人を雇っている家が多いため、特定の家の分家と考えておきたい。
- (\*7) 寛政重修諸家譜によると、河内狭山藩主の北條氏治は天和三年二月七日に大番の頭になっている。
- (\*8) 文久三年の加番小屋下掃除の証文では、「八日、十八日、廿八日」が定日となっている(『新修大阪市史』史料編第六巻、p.635)。
- (\*9) 「在坂役人と大坂町人社会」(同『近世畿内・近国支配の構造』、柏書房、二〇〇六)
- (\*10) 前掲註9論文によると、河内屋孫兵衛は大番衆をつとめた旗本鈴木家の春屋を務め、中間の手配や金銀の貸与をになう出入商人であった。
- (\*11) 吉田洋子「大坂城の請負業者」(『編纂所だより』第30号、大阪市史編纂所、一九九八年)
- (\*12) 文久三年の四加番小屋下掃除の証文でも、藁屋庄次郎と八兵衛が奥印を据

えていることが確認できる（『新修大阪市史』史料編第六卷、p.635）。

- （\*13）大坂城内の下掃除の権限を考える際、町方や蔵屋敷ではどのような分割がなされていたかも気になるところである。明和六年（一七六九）以降、大坂町家の下尿は、淀川、神崎川、中津川、猪名川などの流域に位置する三二〇か村余りの村々が摂河在方下尿仲間を構成して分け合っていた。近世後期の割当てでは、鳴野村は万年町の汲み取り権を持っていた（荒武賢一朗『尿尿をめぐる近世社会―大坂地域の農村と都市』、清文堂、二〇一五）。

（\*14）「御城内御掃除証文控帳」〔99〕。

（\*15）「御城内下掃除請証文下書」〔148〕。

摂津国東成郡鳴野村文書目録

目録番号	整理番号	枝番	標題	年号	年	月	日	差出	宛名	形態	数量	単位	備考
1	1		文禄三年八月吉日摂津国東成郡内鳴野村御検地帳号	寛永	10	4	28	しきの村庄屋五郎兵衛⑨、他8名	木村惣右衛門	竪	1	冊	
2	113		子之年下札(年貢割付)	寛永	13	11	28	木村惣右衛門⑨	鳴野村	状	1	通	
3	96		申年免定之事	寛永	21	11	12	木惣右⑨	鳴野村庄屋百姓中	状	1	通	〔端裏〕「寛永三十壹申年荒開」
4	136		酉年免定事	正保	2	11	18	木惣右⑨	鳴野村庄屋百姓中	状	1	通	〔端裏〕「正保三酉年」
5	108		亥年免定之事	正保	4	11	3	木惣右⑨	鳴野村	状	1	通	〔端裏〕「正保四亥年」
6	196		辰年免定事	承応	1	11	15	木惣右⑨	鳴野村	状	1	枚	〔端裏〕「承応元辰年」
7	166		午年免定之事	承応	3	3	3	木惣右⑨	鳴野村	状	1	通	〔端裏〕「承応三年年」
8	58		鳴野村荒開之帳	万治	3	2	15	-	-	竪	1	冊	
9	185		寅年免定之事	寛文	2	11	15	木惣右⑨	庄屋年寄中	状	1	通	〔端裏〕「寛文二寅年」
10	126		卯年免定之事	寛文	3	11	15	木惣右⑨	鳴野村庄屋百姓中	状	1	通	〔端裏〕「寛文三卯年」
11	193		辰年免定之事	寛文	4	11	15	木惣右⑨	鳴野村庄屋年寄惣百姓中	状	1	枚	〔端裏〕「寛文四辰年」
12	178		午年免定之事	寛文	6	11	15	木宗右⑨	鳴野村庄屋年寄惣百姓中	状	1	通	〔端裏〕「寛文六年年」
13	179		免定之事	寛文	7	11	15	木惣右⑨	庄屋・年寄・惣百姓中	状	1	通	〔端裏〕「寛文七年年」
14	124		酉年免定之事	寛文	9	11	5	木惣右⑨	鳴野村庄屋年寄惣百姓中	状	1	通	〔端裏〕「寛文九酉年 荒開」
15	74		戌年免定之事	寛文	10	11	15	木惣右⑨	右庄屋年寄惣百姓	状	1	通	〔端裏〕「寛文十戌年荒開」
16	123		亥年免定之事	寛文	11	11	-	木惣右⑨	鳴野村庄屋年寄惣百姓中	状	1	通	〔端裏〕「寛文十一亥年」
17	115		子年免定之事	寛文	12	11	-	木惣右⑨	鳴野村庄屋年寄惣百姓中	状	1	通	〔端裏〕「寛文十二子年」
18	197		乍恐口上書以御訴訟申上候(水持繩手御普請願い)	天和	3	4	-	鳴野村庄屋九兵衛⑨、年寄五郎兵衛⑨、同次郎兵衛⑨	奉行	状	1	枚	
19	3		摂津国東成郡鳴野村宗旨改帳	貞享	1	3	-	摂津国東成郡鳴野村庄屋九兵衛⑨、他3名	万年長十郎	竪	1	冊	虫損甚。一紙抜み込み有。
20	168		〔連判状〕(立会割付につき)	貞享	1	12	-	鳴野村庄屋九兵衛⑨、年寄五郎兵衛⑨、同次郎兵衛⑨、他48名	-	状	1	通	
21	2		摂津国東成郡鳴野村宗旨改帳	貞享	2	3	-	〔 〕や〔 〕兵衛⑨、他3名	万年長十郎	竪	1	冊	破損甚
22	170		〔連判状〕(立会割付につき)	貞享	2	12	-	鳴野村庄屋九兵衛⑨、年寄五郎兵衛⑨、同次郎兵衛⑨、他49名	-	状	1	通	
23	169		〔連判状〕(立会割付につき)	貞享	4	12	-	鳴野村庄屋九兵衛⑨、年寄五郎兵衛⑨、同次郎兵衛⑨、他63名	-	状	1	通	
24	241		謹窺(「林九兵衛の占い」)	貞享	4	11	17	周菴軒斎藤元恒(花押)	-	状	1	枚	
25	13		摂津国東成郡鳴野村宗旨改帳	貞享	5	3	-	-	-	竪	1	冊	表紙綴じ外れ

26	36	[鳴野村宗門入別帳]	貞享	5	3		撰州東成郡鳴野村庄屋九兵衛 <sup>㊟</sup> 、同村年寄五郎兵衛 <sup>㊟</sup> 、年寄二郎兵衛 <sup>㊟</sup> 、与頭利右衛門 <sup>㊟</sup>	万年長十郎	竪	1	冊	繰り外、前欠
27	204	[連判状] (立会割付につき)	元禄	1	12	-	鳴野村庄屋九兵衛 <sup>㊟</sup> 、年寄五郎兵衛 <sup>㊟</sup> 、同次郎兵衛 <sup>㊟</sup> 、他66名	-	状	1	枚	
28	205	[連判状] (立会割付につき)	元禄	2	12	-	鳴野村庄屋九兵衛 <sup>㊟</sup> 、年寄五郎兵衛 <sup>㊟</sup> 、同次郎兵衛 <sup>㊟</sup> 、他64名	-	状	1	枚	
29	163	[連判状] (立会割付につき)	元禄	3	12		鳴野村庄屋九兵衛 <sup>㊟</sup> 、年寄五郎兵衛 <sup>㊟</sup> 、同次郎兵衛 <sup>㊟</sup> 、他67名	-	状	1	通	
30	31	元禄四年末九月撰州鳴野村区別田置帳	元禄	4	9	-	鳴野村庄屋九兵衛、年寄五郎兵衛、同次郎兵衛年寄五郎兵衛、同次郎兵衛	万年長十郎	竪	1	冊	
31	165	[連判状] (立会割付につき)	元禄	4	12		鳴野村庄屋九兵衛 <sup>㊟</sup> 、年寄五郎兵衛 <sup>㊟</sup> 、同次郎兵衛 <sup>㊟</sup> 、他66名	-	状	1	通	
32	30	吟味之帳 (村内寺社の書上げ)	元禄	5	10	-	鳴野村庄屋九兵衛、年寄五郎兵衛、同次郎兵衛	万年長十郎	竪	1	冊	表紙に「元禄五年申十月二指上ケ申写也」とあり。虫損甚。
33	99	指上ケ申一札之事 (大坂城内外係伊勢守屋敷の掃除人足につき)	元禄	5	8	-	万年長十郎様御代官所撰州東成郡鳴野村庄屋九兵衛、年寄五郎兵衛、年寄次郎兵衛	北條伊勢守様御内 大嶋又左衛門、沢野治右衛門、西野忠右衛門	状	1	通	
34	164	[連判状] (立会割付につき)	元禄	5	12		鳴野村庄屋九兵衛 <sup>㊟</sup> 、年寄五郎兵衛 <sup>㊟</sup> 、同次郎兵衛 <sup>㊟</sup> 、他66名	-	状	1	通	
35	206	撰津国東成郡鳴野村当申御年貢可割付之事	元禄	5	11	-	万年長十郎 <sup>㊟</sup>	-	状	1	枚	(端裏) 「元禄五年申」
36	72	差上ケ申記文之事 (御城中山里御丸御小屋掃除につき)	元禄	6	7	29	万年長十郎様御代官所撰州東成郡鳴野村庄屋九兵衛、同村八頭五郎兵衛、同断次郎兵衛	内藤丹波守様御内永嶋新右衛門、長岡治右衛門	状	1	通	
37	78	乍恐御新訟申上候 (大日如来座光・社頭修復のための開帳につき)	元禄	6	12	-	鳴野村大日堂住持西高、庄屋九兵衛、年寄平左衛門、同次郎兵衛	奉行	状	1	通	
38	195	撰津国東成郡鳴野村当西御年貢可納割付之事	元禄	6	11	-	万年長十郎 <sup>㊟</sup>	撰州東成郡鳴野村庄屋年寄惣百姓中	状	1	枚	(端裏) 「元禄六酉年」
39	194	撰津国東成郡鳴野村戎御成ケ割付之事	元禄	7	10	-	小朝丞 <sup>㊟</sup>	庄屋惣百姓中	状	1	枚	(端裏) 「元禄七戌年」
40	198	撰津国東成郡鳴野村亥御成ケ割付之事	元禄	8	11	-	小朝丞 <sup>㊟</sup>	庄屋百姓中	状	1	枚	(端裏) 「元禄ノ亥年」
41	161	撰津国東成郡鳴野村子御成ケ割付之事	元禄	9	11	-	小朝丞 <sup>㊟</sup>	庄屋惣百姓中	状	1	通	(端裏) 「元禄九子年 鳴野村」
42	122	撰津国東成郡鳴野村巳御成ケ割付之事	元禄	10	11	-	小朝丞 <sup>㊟</sup>	庄屋惣百姓中	状	1	通	(端裏) 「元禄十四巳年」
43	189	撰津国東成郡鳴野村寅御成ケ割付之事	元禄	11	11	-	小朝丞 <sup>㊟</sup>	庄屋・惣百姓	状	1	通	(端裏) 「元禄十一寅年」
44	125	撰津国東成郡鳴野村卯御成ケ割付之事	元禄	12	11	-	小朝丞 <sup>㊟</sup>	庄屋・年寄	状	1	通	(端裏) 「元禄十二卯年」
45	128	撰津国東成郡鳴野村巳御成割付之事	元禄	14	11	-	小朝丞 <sup>㊟</sup>	庄屋・百姓	状	1	通	(端裏) 「元禄十四巳年」
46	182	未年免定之事	元禄	16	11	-	長谷川六兵衛 <sup>㊟</sup>	鳴野村庄屋・百姓	状	1	通	(端裏) 「元禄十六未」

47	65	大日堂什物之帳 (什物預りにつき)	宝永	2	2	-	大日堂忍當 <sup>㊟</sup>	嶋野村庄屋兵右衛門、同村年寄、宮年寄	竪	1	冊	閏4月18日付で看坊訟察の判形あり。
48	71	差上ヶ申証文之事 (御城中山里御丸小屋掃除につき)	宝永	3	8	-	長谷川六兵衛様御代官所摂州東成郡嶋野村庄屋九兵衛、同村年寄五郎兵衛、同次郎兵衛	「内藤駿河守様御内 横田仁右衛門、山形五左衛門」	状	1	通	端裏「宝永三戌年」
49	70	大坂御城内御掃除出入手形之事 (「土屋山城守様」西御小屋掃除につき)	宝永	「4」	「8」	-	長谷川六兵衛様御代官所摂州東成郡嶋野村庄屋九兵衛、同村年寄五郎兵衛、同次郎兵衛	-	状	1	通	端裏「宝永三年」とあり。宝永4年用に貼り紙を施したもの。
50	131	亥年免定之事	宝永	4	11	-	長谷川六兵衛 <sup>㊟</sup>	嶋野村庄屋・百姓	状	1	通	「端裏」 「宝永四亥」
51	183	子御年貢可納免定之事	宝永	5	11	-	細田伊左衛門代官所葛山由右衛門 <sup>㊟</sup> 、大沢谷右衛門 <sup>㊟</sup>	摂州東成郡嶋野村庄屋百姓中	状	1	通	「端裏」 「宝永五子」
52	153	丑御年貢可納免定之事	宝永	6	11	-	細田伊左衛門 <sup>㊟</sup>	嶋野村庄屋・百姓	状	1	通	「端裏」 「宝永六丑」
53	208	子年皆済目録	宝永	6	7	-	庄屋九兵衛 <sup>㊟</sup>	代官	状	1	枚	「端裏」 「子年 嶋野村」 / 「裏判」 大沢谷右衛門 <sup>㊟</sup> 、坂田茂右衛門 <sup>㊟</sup>
54	127	丑年皆済目録	宝永	7	10	-	摂州東成郡嶋野村庄屋九兵衛 <sup>㊟</sup>	代官	状	1	通	「端裏」 「宝永丑年 嶋野村」 / 「裏判」 大沢谷右衛門 <sup>㊟</sup> 、坂田茂右衛門 <sup>㊟</sup> 、岩崎園右衛門 <sup>㊟</sup>
55	181	寅年皆済目録	宝永	8	10	-	摂州東成郡嶋野村庄屋九兵衛 <sup>㊟</sup>	代官	状	1	通	「端裏」 「寅年 嶋野村」 / 「裏判」 岩崎園右衛門 <sup>㊟</sup> 、大沢谷右衛門 <sup>㊟</sup> 、坂田茂右衛門 <sup>㊟</sup>
56	19	摂州東生郡嶋野村巳之年宗門改帳	正徳	3	3	-	摂州東生郡嶋野村庄屋九兵衛 <sup>㊟</sup> 、他2名	細田伊左衛門	竪	1	冊	
57	120	摂津国東成郡嶋野村申御成箇免定之事	享保	1	11	-	桜井孫兵衛 <sup>㊟</sup>	庄屋百姓	状	1	通	「端裏」 「享保元申」
58	184	摂州東成郡嶋野村酉御成箇免定之事	享保	2	11	-	桜井孫兵衛 <sup>㊟</sup>	庄屋・百姓	状	1	通	「端裏」 「享保二酉 嶋野村」
59	73	大坂御城内御掃除出入手形之事	享保	3	8	-	桜井孫兵衛様御代官所摂州東成郡嶋野村庄屋九兵衛、同村年寄五郎兵衛、同七郎右衛門	松平志摩守様御内杉山弥兵衛、村松富右衛門	状	1	通	端裏「享保三年戌八月松平志摩守様へ指上ヶ申候下書、東御番頭控」
60	186	摂州東成郡嶋野村戌御成箇免定之事	享保	3	11	-	桜井孫兵衛 <sup>㊟</sup>	庄屋・百姓	状	1	通	「端裏」 「享保三戌 嶋野村」
61	97	摂州東成郡嶋野村亥御成箇免定之事	享保	4	11	-	桜井孫兵衛 <sup>㊟</sup>	庄屋百姓	状	1	通	「端裏」 「享保四亥 嶋野村」
62	180	摂州東成郡嶋野村子御成箇免定之事	享保	5	11	-	桜井孫兵衛 <sup>㊟</sup>	庄屋・百姓	状	1	通	「端裏」 「享保五子 嶋野村」
63	175	摂州東成郡嶋野村丑年御成箇免定之事	享保	6	11	-	桜井孫兵衛 <sup>㊟</sup>	庄屋年寄	状	1	通	「端裏」 「享保六丑 嶋野村」
64	176	寅御年貢可納割付之事	享保	7	10	-	石川傳兵衛 <sup>㊟</sup>	摂州東成郡嶋野村庄屋・年寄・百姓	状	1	通	「端裏」 「享保七寅年 嶋野村」
65	167	「建判決」 (立会割付につき)	享保	8	11	-	嶋野村庄屋九兵衛 <sup>㊟</sup> 、年寄五郎兵衛 <sup>㊟</sup> 、同次郎兵衛 <sup>㊟</sup> 、他78名	-	状	1	通	
66	171	乍恐御訴訟申上候 (放出村より嶋野村田地へ悪水落し頼み来るにつき)	享保	8	11	27	石川傳兵衛代官所摂州東成郡嶋野村庄屋九兵衛 <sup>㊟</sup> 、年寄五郎兵衛 <sup>㊟</sup> 、同次郎兵衛 <sup>㊟</sup> 、百姓代蓋兵衛 <sup>㊟</sup>	奉行	状	1	通	紙継ぎ目外わけ

67	173	卯御年貢可納割付之事	享保	8	10	—	石川傳兵衛 <sup>㊟</sup>	嶋野村庄屋・年寄・百姓	状	1	通	(端裏)「享保」卯ノ年 嶋野村」
68	95	辰御年貢可割付之事	享保	9	10	—	石川傳兵衛 <sup>㊟</sup>	嶋野村庄屋・年寄・惣百姓	状	1	通	(端裏)「享保」辰より午迄三ヶ年 嶋野村」
69	188	(連判状) (立会割付につき)	享保	9	12	—	摂州東成郡嶋野村庄屋五郎兵衛 <sup>㊟</sup> 、年寄次郎兵衛 <sup>㊟</sup> 、同善兵衛 <sup>㊟</sup> 、他76名	—	状	1	通	
70	143	(連判状) (立会割付につき)	享保	10	11	—	摂州東成郡嶋野村庄屋五郎兵衛 <sup>㊟</sup> 、年寄次郎兵衛 <sup>㊟</sup> 、同善兵衛 <sup>㊟</sup> 、他77名	—	状	1	通	
71	79	午御年貢可納割付之事	享保	11	10	—	石川伝兵衛 <sup>㊟</sup>	嶋野村庄屋、年寄、惣百姓	状	1	通	端裏「享保拾五年午御免定」
72	132	(連判状) (立会割付につき)	享保	11	11	—	摂州東成郡嶋野村庄屋五郎兵衛 <sup>㊟</sup> 、年寄次郎兵衛 <sup>㊟</sup> 、同善兵衛 <sup>㊟</sup> 、他79名	—	状	1	通	
73	144	(連判状) (立会割付につき)	享保	12	12	—	摂州東成郡嶋野村庄屋五郎兵衛 <sup>㊟</sup> 、年寄次郎兵衛 <sup>㊟</sup> 、同善兵衛 <sup>㊟</sup> 、他80名	—	状	1	通	
74	93	申御年貢可納割付之事	—	—	—	—	—	摂州東成郡嶋野村	状	1	通	後欠ノ(端裏)「享保十三年申より子迄五ヶ年御免定 嶋野村」ノ94と同一文書カ。
75	94	(年貢割付) (「入作之者迄立会無高下致割合、極月十日以前参度可督済者也」)	享保	13	10	—	斎藤善六郎 <sup>㊟</sup>	右村庄屋・年寄・惣百姓	状	1	通	前欠ノ93と同一文書カ。
76	133	(連判状) (立会割付につき)	享保	13	12	—	摂州東成郡嶋野村庄屋五郎兵衛 <sup>㊟</sup> 、年寄次郎兵衛 <sup>㊟</sup> 、同善兵衛 <sup>㊟</sup> 、他82名	—				
77	98	摂津国東成郡嶋野村戌年免定之事	享保	15	11	—	平岡彦兵衛 <sup>㊟</sup>	右村庄屋年寄惣百姓	状	1	通	(端裏)「享保十五年戌年御免定子迄五ヶ年内 嶋野村」
78	109	宗旨手形之事 (九兵衛下女まつにつき)	享保	15	9	—	知恩院派ノ丁目寺即専念寺 <sup>㊟</sup> 、天然寺、重願寺、誓安寺、宗心寺	嶋野村九兵衛	状	1	通	
79	187	摂津国東成郡嶋野村寅年免定之事	享保	19	11	—	平岡彦兵衛 <sup>㊟</sup>	東成郡嶋野村庄屋・年寄・惣百姓	状	1	通	(端裏)「享保十九年寅年」
80	150	摂津国東成郡嶋野村卯年免定之事	享保	20	11	—	平岡彦兵衛 <sup>㊟</sup>	嶋野村庄屋・年寄・惣百姓中	状	1	通	(端裏)「享保二十年卯御免定」
81	177	酉御年貢御勘定目録	寛保	2	—	—	摂州東成郡嶋野村庄屋五郎兵衛 <sup>㊟</sup> 、年寄九兵衛 <sup>㊟</sup> 、百姓代与兵衛 <sup>㊟</sup>	池田喜八郎役所	状	1	通	(端裏)「改 酉年」「寛保元酉年」ノ裏判 池田喜八郎 <sup>㊟</sup>
82	121	戌御年貢皆済目録	寛保	3	6	—	嶋野村庄屋五郎兵衛 <sup>㊟</sup> 、年寄九兵衛 <sup>㊟</sup> 、百姓代与兵衛 <sup>㊟</sup>	池田喜八郎役所	状	1	通	(端裏)「寛保貳戌年 嶋野村」ノ裏判 池田喜八郎 <sup>㊟</sup>
83	199	亥年皆済目録	延享	1	3	—	奥半四郎 <sup>㊟</sup>	摂津国東成郡嶋野村庄屋年寄	状	1	枚	(端裏)「寛保三亥年皆済目録 嶋野村」(貼リ紙)「寛保三亥年」
84	201	乍恐書付を以御願奉申上候 (大日堂本堂修復のため本尊と異宝の開帳願ひ)	寛延	3	12	21	小川新右衛門代官所摂州東成郡嶋野村大日堂着坊義道、同村庄屋五郎兵衛、年寄九兵衛	奉行	状	1	枚	(端裏)「大日堂開帳願年十二月廿一日」末尾に小川新右衛門役所への届書あり。
85	162	乍恐返答 (新喜多新田売却につき)	宝暦	2	7	12	嶋野村善兵衛、左専道村六兵衛	奉行	状	1	通	

86	102	西御年貢可納割付之事	宝曆	3	11	—	小川新右衛門 <sup>㊦</sup>	嶋野村庄屋・年寄・惣百姓	状	1	通	(端裏)「宝曆三年西御免定 嶋野村」
87	110	請状之事 (播州加東郡飯川山廣勝寺隱居天獨が大日堂看坊を勤めるにつき)	宝曆	3	7	—	天獨	嶋野村庄屋年寄中	状	1	通	
88	141	宗旨請状之事 (当村仁兵衛伴藤四郎につき)	宝曆	3	3	—	森河内村宝林寺 <sup>㊦</sup>	嶋野村庄屋年寄中	状	1	通	
89	172	一札 (石井路堀入足貫銀の割付方につき)	宝曆	4	11	—	摂州東成郡嶋野村百姓市兵衛 <sup>㊦</sup> 、他78名	—	状	1	通	
90	192	(連判状) (当亥御免定拜見の上、立会割付につき)	宝曆	5	12	—	嶋野村庄屋九兵衛、年寄五郎兵衛、他88名	—	状	1	枚	(端裏)「宝曆五年」／白紙断簡あり/庄屋年寄無印
91	151	差上申一札之事 (用明天皇社氏神出入の裁許請状写)	宝曆	7	8	25	訴訟方 大坂玉造森之宮用明天皇神主近藤大儒後見同人親 近藤龍馬、相手方 小堀数馬代官所摂州東成郡中濱村庄屋茂右衛門他4名・萩原藤七郎代官所同国同郡嶋野村庄屋九兵衛他1名	評定所	状	1	通	
92	200	乍恐御断奉申上候 (大日堂を看坊永真へ譲り、住持になるにつき)	宝曆	7	11	—	嶋野村庄屋九兵衛、年寄五郎兵衛、大日堂住持永真	奉行	状	1	枚	下書き。末尾に萩原藤七郎役所への届書あり。
93	203	覚 (去丑御物成置米詰渡残米石代銀の受取り)	宝曆	8	7	20	萩原藤七郎 <sup>㊦</sup>	摂州東成郡嶋野村庄屋年寄	状	1	枚	
94	112	田地質物二入置流シ申一札之事	宝曆	9	12	9	しぎの村流シ主 理助 <sup>㊦</sup>	嶋野村長右衛門	状	1	通	加判 庄屋九兵衛 <sup>㊦</sup> 、年寄五郎兵衛 <sup>㊦</sup>
95	118	引御年貢可納割付之事	宝曆	9	11	—	萩原藤七郎 <sup>㊦</sup>	摂津国東成郡嶋野村庄屋年寄惣百姓	状	1	通	(端裏)「宝曆九卯年」
96	66	御料所御巡見御道順帳	宝曆	10	9	—	—	—	横	1	冊	
97	135	畑質物二入置流申一札之事	宝曆	13	1	14	流シ主野田村六兵衛 <sup>㊦</sup>	あいおい東町天満屋伊兵衛	状	1	通	奥印 嶋野村庄屋九兵衛 <sup>㊦</sup> 、年寄善右衛門 <sup>㊦</sup> 、年寄孫兵衛 <sup>㊦</sup>
98	119	乍恐御断奉申上候 (氏神八咫大明神社の鳥居再建につき、一連の願書および届けの写し)	明和	1	8	25	飯塚伊兵衛代官所摂州東生郡嶋野村庄屋百姓次左衛門、同市右衛門、年寄善右衛門、同孫兵衛、庄屋九兵衛	東奉行 等	状	1	通	
99	274	御城内御掃除証文扣帳	明和	1	8	—	嶋野村小林九兵衛	—	豎	1	冊	
100	28	戊明和五年十一月吉日 御廻状御用留	明和	5	11	—	—	—	豎	1	冊	
101	50	寅年小入用帳 (村入用約を申付けられ候につき)	明和	8	3	—	摂州東成郡嶋野村庄屋九兵衛 <sup>㊦</sup> 、年寄孫兵衛 <sup>㊦</sup> 、年寄与兵衛 <sup>㊦</sup> 、他67名	辻六郎左衛門役所	豎	1	冊	
102	51	差出明細帳	明和	9	—	—	嶋野村庄屋九兵衛、年寄孫兵衛、年寄与兵衛	—	豎	1	冊	
103	77	一札 (借地住居のさつたしかなる者につき)	明和	9	11	—	講人嶋野村仁右衛門 <sup>㊦</sup> 、さつ <sup>㊦</sup>	嶋野村九兵衛	状	1	通	
104	75	養子一札之事 (倅安治助養子入につき)	安永	2	12	—	津国屋善右衛門 <sup>㊦</sup> 、挨拶人百姓三右衛門	嶋野村九兵衛	状	1	通	

105	147	養子一札之事 (眞殿豊安治郎、養子に迎えるにつき、持参金10両の受取り)	安永	2	12	-	鳴野村九兵衛印、同村三右衛門	津国屋臺右衛門	状	1	通	
106	80	請状之事 (大日堂看坊靈山、たしかなる者につき)	天明	5	4	-	請人 大坂道頓堀宗右衛門町安井九兵衛 借家住吉屋伊兵衛、親 摂州東成郡東高津村九兵衛	鳴野村庄屋年寄中	状	1	通	末尾に寛政3亥年3月13日付で請状の写しを奉行所に提出する旨の記載あり。
107	111	預り申銀子之事 (銀1貫500目の借用につき)	天明	5	4	-	鳴野村庄屋孫兵衛⑩、他5名	大日堂看坊靈山	状	1	通	奥印 庄屋九兵衛⑩、年寄与兵衛⑩ (抹消)、年寄五郎兵衛⑩ (抹消)
108	15	切支丹宗門手形帳	天明	6	3	-	鳴野村庄屋九兵衛⑩、他3名	京都郡代	整	1	冊	朱「当未とより止メ」
109	103	寛 (作物用心のため野番設置につき)	天明	7	8	-	鳴野村百姓小作人芝不残 甚右衛門⑩、他134名	-	状	1	通	
110	32	二條御蔵詰米鳥羽伏見井京都表差配方取締り定一件書控 (鳥羽伏見問屋一札・人足差配人一札等)	寛政	6	8	-	-	-	整	1	冊	
111	106	乍恐口上 (出水屋清右衛門より米代銀滞り出入につき)	寛政	6	5	21	岩佐郷藏代官所摂州東成郡鳴野村与八郎 病氣二付代佐兵衛⑩、庄屋九兵衛⑩ (抹消)	奉行	状	1	通	
112	142	乍恐口上 (干林村藤左衛門他5名への預け銀滞り出入につき、清口御断り)	寛政	10	6	15	鳴野村九兵衛⑩、同村年寄五郎兵衛⑩	岩佐郷藏役所	状	1	通	
113	83	申合一札之事 (当年立毛内身の結果、御年貢米銀は惣均して上納すること)	寛政	12	8	-	鳴野村百姓惣作⑩他75名	-	状	1	通	
114	140	一札之事 (借地へ引越す嘉兵衛、たしかなる者につき)	享和	1	12	-	鳴野村引請人庄兵衛⑩、同文治郎⑩	鳴野村九兵衛	状	1	通	
115	49	所持証文目録 (証文80本、金銀勘定帳を公事中は預ける旨)	文化	3	12	-	宗豊⑩	鳴野村役人衆中	整	1	冊	
116	105	乍恐口上 (宗豊の名前替えにつき)	文化	2	12	5	摂州東成郡鳴野村庄屋九兵衛⑩、年寄嘉右衛門⑩、百姓代孫兵衛⑩	木村周藏役所	状	1	通	
117	5	仕法帳 (山中八幡宮御社御修復年職寄進請につき)	文化	3	9	-	引請勘定世話方亀山町西川屋孫兵衛、他3名	-	整	1	冊	
118	17	瀧家井二小屋書上帳 (大洪水につき流失家と小屋の願帳控)	文化	4	7	12	百姓代孫兵衛印、他2名	木村周藏役所	整	1	冊	一紙2点挟み込み有。
119	25	当卯年大洪水二付瀧家数之帳	文化	4	6	10	摂州東成郡鳴野村庄屋九兵衛、年寄嘉右衛門、百姓代孫兵衛	奉行所	整	1	冊	表紙に「此帳面」差上「不申候」とあり。
120	25	当卯歳大洪水二付瀧家数之帳	文化	4	6	-	摂州東成郡鳴野村庄屋九兵衛、年寄嘉右衛門、百姓代孫兵衛	奉行	整	1	冊	表紙に「此帳面」差上「不申候」とあり。
121	145	借請申畑地証文之事 (新田のうち当村借り受け屋敷に普請につき、足米として年に貳石式斗斗升升合を納入のこと)	文化	4	11	-	鳴野村庄屋九兵衛⑩、年寄嘉右衛門、百姓代孫兵衛	新喜多新田支配人と右衛門	状	1	通	
122	21	村高書上帳 (朝鮮人來聘につき御国役金相納候高)	文化	5	6	-	鳴野村年寄嘉右衛門⑩、庄屋九兵衛⑩	奉行	整	1	冊	貼り紙2点挟み込み。

123	29	御請書連判帳(御公儀様御法度・博打等)	文化	5	1	—	弥次兵衛 <sup>㊦</sup> 他142名	—	竪	1	冊	
124	48	摂州東成郡嶋野村五人組御仕置帳	文化	5	3		摂州東成郡嶋野村喜右衛門 <sup>㊦</sup> 他142名、庄屋九兵衛 <sup>㊦</sup> 、年寄喜右衛門 <sup>㊦</sup>	木村周蔵役所	竪	1	冊	貼り紙多数。
125	116	一札之事(天明八年の質物証文紛失のため奥印差戻しにつき)	文化	5	2	—	借用人い <sup>㊦</sup> 、銀主與兵衛 <sup>㊦</sup>	庄屋九兵衛	状	1	通	
126	190	一札之事(皆済質物証文の印形を返進すべきところ紛失につき)	文化	5	2	16	嶋野村長右衛門 <sup>㊦</sup>	庄屋九兵衛	状	1	通	奥印 喜右衛門 <sup>㊦</sup>
127	10	摂州東成郡嶋野村五人組御仕置帳	文化	6	3	—	摂州東成郡嶋野村庄屋九兵衛 <sup>㊦</sup> 、年寄喜右衛門 <sup>㊦</sup>	木村周蔵役所	竪	1	冊	
128	35	当巳秋田畑立毛下見合附帳 摂津国東生郡放出村	文化	6	9		摂州東成郡放出村年寄桑右衛門 <sup>㊦</sup> 、兼帯庄屋嶋野村九兵衛 <sup>㊦</sup>	木村周蔵役所	竪	1	冊	
129	53	穢多所持高書上帳(河州茨田郡今津村穢多の所持高書上げ)	文化	6	10		摂州東成郡放出村年寄桑右衛門 <sup>㊦</sup> 、兼帯庄屋嶋野村九兵衛 <sup>㊦</sup>	木村周蔵役所	竪	1	冊	
130	104	答一札之事(庄九郎娘形、町内紀伊国屋武兵衛支配借屋丹後屋庄八方へ嫁入につき)	文化	6	8	—	大坂斎藤町年寄嵩屋利右衛門 <sup>㊦</sup>	摂州東成郡嶋野村庄屋九兵衛	状	1	通	
131	134	口上覚(放出村役帳一件の裏につき)	文化	7	5	—	—	—	状	1	通	(端裏)「午五月廿三日/下清取 際書 左専道村後藤氏より放出 村一件」
132	158	乍恐口上(放出村役帳一件)	文化	7	12	4	嘉平次、他23名	木村周蔵役所	状	1	通	(端裏)「午十二月四日御改被成 右願書御取被成候し/奥印 兼 帯庄屋嶋野村九兵衛
133	47	諸願書并二諸掛り奥印控(預り銀滯出入や人別送りなど)	文化	9	5	—	嶋野村	—	竪	1	冊	背表紙に「四番」とあり
134	117	一札之事(皆済質物証文の印形を返進すべきところ失念につき)	文化	9	3		清兵衛 <sup>㊦</sup>	庄屋九兵衛	状	1	通	奥印 平左衛門 <sup>㊦</sup>
135	100	覚(御用金のうち銀645匁の受取)	文化	10	11	11	塩谷大四郎平代村尾巾蔵 <sup>㊦</sup> 、山本茂平太 <sup>㊦</sup> 、喜多村雲平 <sup>㊦</sup>	摂州東成郡嶋野村九兵衛	状	1	通	
136	159	人別引取一札(嶋野村喜右衛門 <sup>㊦</sup> 伴与三兵衛、当御坊内伊兵衛方へ養子入りにつき)	文化	12	2	—	難波御堂辻村久右衛門 <sup>㊦</sup>	摂州東成郡嶋野村庄屋九兵衛	状	1	通	
137	82	人別送り一札(町内中嶋屋と助孫娘ふみ、其村権四郎方へ養子娘に遣わすにつき)	文化	13	3	—	京橋三丁目会所 <sup>㊦</sup>	塩野谷大五郎様御代官所摂州東成郡嶋野村庄屋九兵衛	状	1	通	
138	85	田地譲渡申証文之事	文化	13	2	—	田地譲渡主与兵衛 <sup>㊦</sup> 、証人孫兵衛 <sup>㊦</sup> 、加判年寄喜右衛門 <sup>㊦</sup> 、同断五郎兵衛 <sup>㊦</sup>	九兵衛	状	1	通	
139	56	田畑屋敷高名前切替帳	文化	14	12		嶋野村	—	竪	1	冊	
140	57	諸御願書并諸懸り奥印帳	文化	14	9		嶋野村	—	竪	1	冊	背表紙に「七番」とあり
141	81	人別送り一札(大坂屋茂兵衛・同家妹とく・同母ゆき、其村惣兵衛方へ引き取りにつき)	文化	14	8	—	大坂玉造森町会所 <sup>㊦</sup>	嶋野村庄屋九兵衛	状	1	通	

142	137	一札之事 (借住居藤兵衛たしかなる者に つき)	文化	14	3	—	講人嶋野村七兵衛 <sup>㊟</sup> 、本人同村藤兵衛 <sup>㊟</sup>	嶋野村九兵衛	状	1	通	
143	146	送り状之事 (当村番兵衛延いよ、其村嘉右 衛門方縁つきにつき、人別送り)	文化	14	1	—	撰州東成郡蒲生村庄屋伊左衛門 <sup>㊟</sup>	嶋野村庄屋九兵衛	状	1	通	
144	55	御廻状写帳	文政	3	4	—	嶋野村	—	豎	1	冊	
145	7	田畑屋敷高名前切替帳	文政	5	12	—	東成郡嶋野村	—	豎	1	冊	
146	33	去已二條御感話米諸入用帳	文政	5	4	—	撰州東成郡嶋野村網百姓九兵衛 <sup>㊟</sup> 、人 足差配人油屋忠兵衛 <sup>㊟</sup> 、鳥羽問屋大沢 文左衛門 <sup>㊟</sup> 、伏見問屋日野屋喜太郎 <sup>㊟</sup>	鳥田帯刀役所	豎	1	冊	奥印 1 鳥田帯刀手代山田淳右 衛門 <sup>㊟</sup> 、奥印 2 小堀中務役所 <sup>㊟</sup>
147	42	氏神大日堂諸願写 (寛延 2 年~天保 4 年)	文政	5	1	—	嶋野九兵衛	—	豎	1	冊	裏表紙「氏神・大日堂諸願并御 届書共控」/ 貼り紙・一紙挟み 込みあり
148	9	御城内下掃除請証文下書	文政	6	8	—	撰州東成郡嶋野村小林九兵衛	—	豎	1	冊	
149	14	所持田畑屋敷地面絵図帳	文政	8	3	—	小林転兒	—	豎	1	冊	貼り紙・付箋多数有。
150	43	中津川三ツ頭水分杭一件願書写 (悪水引落 し難儀につき)	文政	8	6	—	撰州東成郡、河洲茨田郡・講良郡・若 江郡百拾七ヶ村惣代	奉行	豎	1	冊	
151	138	記 (遷私祝儀として南録吉片受け取り)	文政	9	3	晦日	天満御坊 普請方・勘定方 <sup>㊟</sup>	小林九兵衛	状	1	通	
152	152	乍恐御新話 (河洲河内郡吉田村傳右衛門の 田地買物取滞につき)	文政	12	10	7	辻富次郎代官所撰州東成郡嶋野村 九 兵衛 <sup>㊟</sup>	奉行	状	1	通	奥印 庄屋五郎兵衛 <sup>㊟</sup>
153	59	諸船御触書写古金銀引替御年延御触書写	天保	5	12	—	嶋野村	—	豎	1	冊	
154	255	(記) (釈如仙百回忌につき御本山・天満御 堂御印)	天保	5	3	—	—	—	状	1	枚	
155	76	寛 (西之丸御普請につき嶋野村の差出金 53 両のうち、金 6 両の受け取り)	天保	10	8	3	嶋野村庄屋五郎兵衛 <sup>㊟</sup>	同村年寄九兵衛	状	1	通	
156	24	宝曆七巳八月廿五日 御評定所大坂玉造森 之宮より中濱村・嶋野村え相掛り候氏神出 入裁許御下証文写	天保	11	8	—	竹垣三右衛門御代官所撰州東成郡嶋野 村	—	豎	1	冊	裁許の写を提出した経緯の覚書 など、一紙計 6 点挟み込みあり。
157	157	講取申二條御城米之事	天保	11	12	16	伏見問屋木屋卯兵衛 <sup>㊟</sup>	撰州東成郡嶋野村庄屋九兵衛	状	1	通	
158	212	(袋) 「宝曆七丑年八月廿五日 御評定所大 坂〇〇森之宮より中濱村嶋野村氏神出入裁 許御下証文 本紙巻通并二字志冊 天保 十一年八月 竹垣三右衛門御代官所撰州 東成郡嶋野村」	天保	11	8	—	嶋野村九兵衛写	—	袋	1	枚	
159	107	御取締書 (百姓風儀につき)	天保	12	8	—	村役人中	—	状	1	通	
160	4	問屋株御取締之写	天保	13	5	—	遠江、石見	村々庄屋、年寄、寺社家	豎	1	冊	
161	6	御取締書 (村方風儀につき)	天保	13	1	—	撰州東成郡嶋野村甚助 <sup>㊟</sup> 、他 160 名	村役人衆中	豎	1	冊	

162	114	丑御年貢皆済目録	天保	13	3	—	竹三右衛門 <sup>㊦</sup>	摂州東成郡嶋野村庄屋年寄百姓代	状	1	通	(端裏)「天保十式丑年 摂州東成郡嶋野村」
163	160	卯御年貢可納割付之事 (殊見取当卯御成箇につき)	天保	14	10	—	竹垣三右衛門 <sup>㊦</sup>	—	状	1	通	(端裏)「天保十四卯年 摂州東成郡嶋野村」
164	155	巳御年貢可納割付之事	弘化	2	10	—	竹垣三右衛門 <sup>㊦</sup>	摂州東成郡嶋野村庄屋・年寄・惣百姓	状	1	通	(端裏)「竹 弘化三巳年 摂州東成郡嶋野村」
165	210	請取申二條御城米之事 (竹垣三右衛門代官所二條御詰米の受取り)	弘化	3	11	13	伏見間屋木屋卯兵衛 <sup>㊦</sup>	摂州東成郡嶋野村庄屋九兵衛	状	1	枚	
166	88	一札之事 (屋敷地を借用のうえ、蔵取建てにつき)	嘉永	1	12	—	地借嶋野村政七 <sup>㊦</sup>	嶋野村九兵衛	状	1	通	
167	148	乍憚口述 (俵九市郎の九兵衛家相続につき)	嘉永	1	12	—	九兵衛飯兒 (花押)	親類衆中	状	1	通	
168	27	大日堂諸願写	嘉永	2	8	—	—	—	整	1	冊	
169	89	記 (去亥12月、当3月の竹米代銀139匁5分の受取)	嘉永	4	7	—	村役人 <sup>㊦</sup>	小林九兵衛	状	1	通	
170	84	別紙一札之事 (屋敷、居宅等譲り銀高拾五匁六百目につき)	安政	6	3	—	嶋野村譲り主久兵衛 <sup>㊦</sup> 、同村証人仁右衛門 <sup>㊦</sup>	嶋野村九兵衛	状	1	通	
171	54	大日寺什物調帳 (什物預りにつき)	文久	2	12	—	大日寺悟誓	—	整	1	冊	
172	86	差入申一札 (親類せいの逗留につき)	文久	2	7	—	親類惣代菊屋清五郎 <sup>㊦</sup>	嶋野村小林九兵衛、寺川村細川儀兵衛	状	1	通	
173	154	屋敷田地質物二入れ流シ申一之事	文久	2	6	—	質流シ主友右衛門 <sup>㊦</sup> 、証人同村孫兵衛 <sup>㊦</sup>	嶋野村小林九兵衛	状	1	通	奥印 庄屋禮助 <sup>㊦</sup> 、年寄富三郎 <sup>㊦</sup> 、同嘉右衛門 <sup>㊦</sup> 、同作治郎 <sup>㊦</sup>
174	46	京都大變之真説聞書控	元治	1	6	—	小林氏	—	整	1	冊	「宮の前」と書かれた付箋有。
175	22	口上書 (本堂大破につき修復講の許可願い)	慶応	2	12	—	講元栄通寺、銀預り西井市三郎、世話方銀屋嘉右衛門	御目付	整	1	冊	下書き
176	67	大政官日誌第十六	慶応	4	5	—	御用御書物所 東洞院三條上ノ町村上勘兵衛、堀川二條下ノ町井上治兵衛、取次弘通所三條通柳馬場角辻本仁兵衛	—	整	1	冊	
177	44	年々皆済目録控帳	明治	2	10	—	摂津国東成郡嶋野村中組	—	整	1	冊	
178	52	宗門人別改五人組帳	明治	2	3	—	摂津国東成郡嶋野村	—	整	1	冊	
179	18	元京橋下屋敷地・始前蔵地反敵歩下調	明治	3	2	—	—	—	整	1	冊	
180	38	摂津国東成郡嶋野村換地野帳	明治	3	—	—	庄屋信太郎、同九兵衛、同作治郎、同嘉右衛門、年寄平左衛門、同富三郎、同市郎右衛門	—	横半	1	冊	
181	40	元京橋下屋敷始前蔵地反敵歩下調	明治	3	2	—	—	—	整	1	冊	末尾に11月付で調査の経緯の記載有
182	45	楠根山川邊二付杭改立会願書控帳 (大阪府土木堤防方に立会願)	明治	3	1	—	嶋野村中組	—	整	1	冊	

183	149	乍恐口上 (昨年来小前因窮のため鳴野新田の開墾に取り掛かりたく、伺い)	明治	3	2	17	鳴野村年寄市郎右衛門⑩、同重三郎⑩、同平左衛門⑩、庄屋嘉右衛門⑩、同作治郎⑩、同九兵衛⑩、同信太郎⑩	租扱方役所	状	1	通	紙継ぎ目外れ
184	209	乍恐以書付奉願上候 (三枚板三石積新造船の極印願い)	明治	3	12	16	掛州東成郡鳴野村嘉右衛門⑩、庄屋九兵衛⑩	大坂府裁判所	状	2	枚	紙継ぎ目外れ/裏書 年行事嘉納屋桑三郎、淀川船年寄伊予屋孝右衛門
185	8	牛鼻致取調帳	明治	4	5	-	-	-	豎	1	冊	虫損甚
186	11	御本山御達之写 (寺院合併につき)	明治	4	5	-	掛州鳴野村来通寺	-	豎	1	冊	
187	101	乍恐御届奉申上候 (本堂の建添修復につき)	明治	4	1	-	掛州東成郡鳴野村京都東本願寺末末通寺住持 靈順、門徒惣代 九兵衛、年寄 市郎右衛門、大工 卯兵衛、右村庄屋 嘉右衛門	大坂府御庁	状	1	通	
188	264	「明治五年壬申願書」	明治	4	-	-	大学星学局	-	刊本	1	冊	表紙に「願書証」貼り付け
189	264	「明治五年壬申願書」	明治	4	-	-	大学星学局	-	刊本	1	冊	表紙に「願書証」貼り付け
190	34	郡村区分ヶ組合せ御布令記 (申第175号)	明治	5	5	-	大坂府	-	豎	1	冊	表紙に「川林」とあり
191	211	往來券 (鳴野村中橋/作治郎の京都東本願寺参拜につき (下書))	明治	5	4	7	大坂府第五区掛津国東成郡鳴野村庄屋 小林九兵衛	-	状	1	枚	
	211	往來券 (鳴野村中橋/作治郎の京都東本願寺参拜につき)	明治	5	4	7	大坂府第五区掛津国東成郡鳴野村庄屋 小林九兵衛⑩	-	状	1	枚	
	211	往來券 (鳴野村岡倍太郎の京都東本願寺参拜につき)	明治	5	4	7	大坂府第五区掛津国東成郡鳴野村庄屋 小林九兵衛⑩	-	状	1	枚	
192	230	1 (御布令写)	-	-	7	14	宇田庄右衛門	-	状	1	枚	ヤブソ。
	230	2 (請状) (御布令の趣承知につき)			7	16	岡倍太郎、小林九兵衛、中橋作治郎、嘉右衛門	凹□□□	状	1	枚	
193	37	明治六酉年三月より 宮地・大日堂・來通寺地券証改下絵図共控帳 (一筆ごとの字・反別・斗代・小作入等)	明治	6	3	-	小林控	-	豎	1	冊	
194	219	目録帳 (婚礼)	明治	7	5	-	細川遊う	小林九兵衛	横帳	1	冊	
195	12	御公儀向一件写書							豎	1	冊	展開不能
196	16	鳴野弁天内畑地畝歩井二名寄帳							豎	1	冊	展開不能
197	20	延宝八年申九月吉日 鳴野村御換地帳	-	-	-	-	-	-	豎	1	冊	一部展開困難
198	23	[名寄帳]	-	-	-	-	-	-	豎	1	冊	綴じ外れ、前後欠
199	26	延宝七未年より年々御免定写帳 式番 文政六未年より	-	-	-	-	鳴野村	-	豎	1	冊	一紙挟み込み、貼り紙あり
200	39	[写本] (後鳥羽院御宇鍛冶纏番次第等)	-	-	-	-	-	-	綴	1	冊	中まどに綴じ外れ
201	41	住吉郡・川辺郡・武庫郡・菟原郡村々より水難二付贈物証印帳 (淀川筋水難に対する贈物の割り渡しにつき)	-	-	7	-	鳴野村百姓代孫兵衛、年寄嘉右衛門、年寄五郎右衛門、庄屋九兵衛	木村周蔵役所	豎	1	冊	

202	60	竹垣三右衛門御代官所撰津国東成郡嶋野村高反別小前帳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	縦	1	冊	表紙破損。展開困難。
203	61	〔御道順書上げ〕(撰津国能勢郡天王村～豊島郡給所開方)	-	-	-	-	小林	-	-	-	-	横	1	冊	
204	63	撰津・河内・和泉国御巡検道順書	-	-	-	-	嶋野小林控	-	-	-	-	横	1	冊	
205	64	撰津・河内・和泉国御巡検道順書	-	-	-	-	-	-	-	-	-	横	1	冊	
206	87	覚(検地帳、裁判書、名寄帳など書上げ)	-	-	4	24	-	-	-	-	-	状	1	通	
207	90	〔断簡〕(「右之通り何方ス…」)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	状	1	通	
208	91	覚(去寅年の御取箇と石代値段につき)	-	-	3	-	辻六郎左衛門	嶋野村庄屋・年寄・惣百姓	-	-	-	状	1	通	
209	92	覚(去巳年の御取箇と石代値段につき)	-	-	3	-	辻六郎左衛門	嶋野村庄屋・年寄・惣百姓	-	-	-	状	1	通	
210	129	亥御取箇掛札	-	-	4	-	飯塚伊兵衛 <sup>㊦</sup>	撰津国東成郡嶋野村庄屋・年寄・惣百姓	-	-	-	状	1	通	〔端裏〕「嶋野村」
211	130	覚(去丑年の御取箇と石代値段につき)	-	-	6	-	辻六郎左衛門 <sup>㊦</sup>	撰津国東成郡嶋野村庄屋・年寄・惣百姓	-	-	-	状	1	通	〔端裏〕「東成郡嶋野村」
212	139	〔記〕(検地帳の奥書写し)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	状	1	通	〔端裏〕「延宝五年巳ノ五月白水帳写之奥書也、公儀へ仕上ケ申候写ニて候」
213	156	仮免状	-	-	11	-	万年七郎右衛門役所 <sup>㊦</sup>	撰州東成郡嶋野村	-	-	-	状	1	通	
214	174	覚(去酉御年貢石代値段につき)	-	-	3	-	辻六郎左衛門 <sup>㊦</sup>	撰州東成郡嶋野村庄屋・年寄・惣百姓	-	-	-	状	1	通	〔端裏〕「東成郡嶋野村」
215	191	〔村々絵図〕(木村惣右衛門支配村々カ)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	絵図	5	枚	付箋あり。
216	202	仮免状	-	-	10	-	万年七郎右衛門役所 <sup>㊦</sup>	-	-	-	-	状	1	枚	
217	207	慶長十九歳寅十一月廿六日嶋野村合鞆問書	-	-	-	-	-	-	-	-	-	状	1	枚	
218	213	乍恐口上(当寅宗門帳に聞通寺・年寄五郎兵衛が奥印しないため、吟味願い)	-	-	-	-	撰州東成郡嶋野村庄屋九兵衛、年寄嘉右衛門、百姓代孫兵衛	木村役所	-	-	-	状	1	枚	
219	214	〔名寄帳〕「一、同下田拾八歩…」	-	-	-	-	-	-	-	-	-	縦	1	冊	綴じ外れ、前後欠
220	215	〔名寄帳〕「一、同中田吉反吉敷五歩…」	-	-	-	-	-	-	-	-	-	縦	1	冊	綴じ外れ、前後欠
221	216	〔断簡〕(訴状・届書類の写しカ)	-	-	-	-	百姓代孫兵衛	木村周蔵役所	-	-	-	断簡	1	枚	紙継ぎ目外れ、前欠
222	217	〔嶋野村絵図〕(悪水井路につき。下書きカ)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	絵図	1	枚	破損甚。
223	218	〔断簡〕「石庄右衛門屋敷田地書面之通承届ケ致加判候也」	-	-	5	-	嶋野村庄屋九兵衛 <sup>㊦</sup>	同村善右衛門	-	-	-	断簡	1	枚	紙継ぎ目外れ、前欠
224	220	二境の記	-	-	4	-	佐本遊起	-	-	-	-	状	1	枚	
225	221	〔切手〕菊之露 巻升	-	-	-	-	玉造越中町三丁目天満屋藤兵衛 <sup>㊦</sup>	-	-	-	-	状	2	枚	刷物
226	222	慶長十九歳寅十一月廿六日嶋野村合鞆問書	-	-	-	-	-	-	-	-	-	状	1	枚	

227	224	記(五百五十円の受取り)	-	-	4	6	後藤 <sup>印</sup>	小林	状	1	枚	
228	227	安政四巳年御上納銀請取通(宮地分)	-	-	-	-	鳴野村庄屋善右衛門	-		1	枚	
229	229	〔家相図〕	-	-	-	-	-	-	絵図	1	枚	(端裏)「九兵衛様」
230	231	大門様御代始御書拜聴志	-	-	3	5	銅田大膳 <sup>印</sup> 、下間治部御 <sup>印</sup>	鳴野村九兵衛	状	1	枚	
231	232	御再建志	-	-	3	27	宇野相馬 <sup>印</sup> 、下間大蔵御 <sup>印</sup>	摂州鳴野九兵衛	状	1	枚	
232	237	〔漢詩〕	-	-	-	-	鼎舟載梅小石 <sup>印</sup>	-	状	1	枚	
233	243	〔記〕(句集)	-	-	-	-	-	-	塀	1	冊	「写しヶ済反故也」とあり。
234	245	記(御修復御手伝として金200足の受取り)	-	-	3	21	天満御堂取極方 <sup>印</sup> 、勘定方 <sup>印</sup>	小林九兵衛	状	1	枚	
235	246	〔札状〕(勅化への札)	-	-	-	-	光善寺 <sup>印</sup>	-	状	1	枚	刷物
236	249	〔記〕(鉄覆目風呂ほか2点代金の受取り)	-	-	4	6	玉置啓治郎取次	小林	状	1	枚	
237	250	〔包紙〕「通 第壹号」	-	-	-	-	-	後藤	包紙	1	枚	
238	254	〔包紙〕「御印 摂州鳴野村九兵衛」	-	-	-	-	-	-	包紙	1	枚	
239	256	〔包紙〕「木仏御印書」	-	-	-	-	-	-	包紙	1	枚	
240	257	兒島高德(回答用紙カ)	-	-	-	-	第六学年「小林悦次	-	状	1	枚	破れ
241	258	借用申金子之事(金四百円。後欠)	-	-	-	-	-	-	状	1	枚	破り取ったものカ。印紙4枚。
242	260	〔包紙〕「御印 摂州鳴野村九兵衛」	-	-	-	-	-	-	包紙	1	枚	
243	261	〔絵図〕(灯籠カ)	-	-	-	-	-	-	絵図	1	枚	
244	262	〔包紙〕「百五十七金六両 通 …」	-	-	-	-	-	-	包紙	1	枚	
245	263	〔付箋〕「子三月 天満屋伊兵衛」	-	-	-	-	-	-	付箋	1	枚	やぶれ

\*「表題」欄について、表題がないものについては( )内に内容、〔 〕内に形態を記した。

\*小林家のイエ文書も含まれるため、明治10年代以降のものは割愛した。また年代不明のうち、印鑑などの小物類や断簡も割愛した。

## Introduction of Shigino Village Document, Higasinari County in Settsu Province

SIMAZAKI Mio

Shigino Village (鳴野村), part of Settsu Province (摂津国), was located to the northeast of Osaka Castle. This collection of documents has two features. Firstly, it includes many village administration documents from the early 17th century to the early 18th century. Secondly, there are also many documents related to the ‘Shita-souji’ (下掃除, referring to the disposal of human waste) in Osaka Castle. Although research on the disposal and distribution of human waste in Osaka has focused mainly on the commoner areas (町人地), the situation inside Osaka Castle, where large groups of samurai were stationed, has not been thoroughly investigated.

In this paper, I analyzed the ‘Shushi ninbetsu cho’ (宗旨人別帳, Register of Religious Affiliation) of 1685 (Jōkyō 2), in order to provide an overview of the social structure of the village. The analysis confirmed that impoverished peasants accounted for half of the village population. I suggest that this may be related to the instability of the cultivated lands along the Yodo River, due to frequent floods. It may also be related to the fact that farmers in neighboring villages owned fields in Shigano. This leaves room for future research on how people made their livelihoods.

Under such conditions, the ‘Shita-souji’ in Osaka Castle was an important source of income for Shigino Village. In this paper, I showed that from the end of the 17th century to the beginning of the 18th century, the villagers who engaged in ‘Shita-souji’ were those who had holdings of less than 5 koku, or had been completely alienated from land ownership. I also showed that there was a competition over ‘Shita-souji’ rights between these villagers, those from other villages, and contractors.

